

## 京都市告示第78号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の31m第9種高度地区第1項第2号に規定する防音上効果がある又は防音上支障がない構造、並びに31m第9種高度地区第1項第3号、31m第10種高度地区第1項及び31m第11種高度地区第1項第2号に規定する環境性能を有する建築物について、次のとおり定めます。

令和5年4月25日

京都市長 門川 大作

### 1 防音上効果がある又は防音上支障がない構造

#### (1) 窓及び出入口

次のア又はイに該当するもの

ア JIS4702に規定する遮音性能がT-2、T-3又はT-4のもの

イ JIS4706に規定する遮音性能がT-2、T-3又はT-4のもの

#### (2) 排気口、給気口、排気筒及び給気筒

開閉装置又はグラスウール等により音を低減させる性能を有するもの

#### (3) 屋根及び壁

屋根にあっては天井があるもの、壁にあっては内壁があるもの。ただし、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物においては、この限りでない。

### 2 環境性能を有する建築物

平成13年国土交通省告示第1346号に規定する日本住宅性能表示基準における、劣化対策等級（構造躯体等）の等級3及び一次エネルギー消費量等級の等級6に相当する対策が講じられ、かつ、断熱等性能等級の等級5に相当する断熱性能を有すること。

(都市計画局都市企画部都市計画課)